

健康福祉委員会 令和2年8月14日
福祉部 資料42番
所管 障害福祉課

## 障害者就労施設等からの物品等の調達について

障害者優先調達推進法に基づく令和元年度における障害者施設等からの物品調達実績及び令和2年度の調達方針について以下のとおり報告する。

### 1 令和元年度調達実績

205,371,082円（物品：24,062,491円、役務：181,308,591円）

※平成30年度実績

202,829,645円（物品：24,211,243円、役務：178,618,402円）

### 2 令和2年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

#### (1) 調達目標

今年度の調達は、合計金額で、193,963,281円を上回ることを目標とする。

（内訳 物品：18,046,868円、役務：175,916,413円）

今年度は、新型コロナウイルスの感染防止のための緊急事態宣言による、外出自粛要請があり、第一四半期の特に物品等の調達にあたり、供給側の障害者就労施設においても、受注できない状況があったため、それらを総合的に勘案し設定。

#### (2) 主な取り組み予定

- 区内の障害者施設の自主生産品、対応可能な作業等をホームページで紹介
- 各障害者施設で受注可能な作業・製品等のリストの更新とPR強化
- おおむすびの周知による自主生産品販売の強化
- 物品（事務用品等）・役務（印刷等）等の調達に積極的に取り組むよう職員に周知

(参考) ○障害者優先調達推進法（平成25年4月1日施行）

#### 【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品の調達に努め、障害者の自立促進に資することを目的とする。

地方公共団体は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、調達の実績を公表する。